

羽咋市太陽光発電設備の設置に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羽咋市内における太陽光発電設備の適正な設置に関し必要な事項を定めることにより、事業区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、良好な生活環境及び自然環境との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換するための設備（建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものを除く。）及びこれに附属する設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備の設置を行う事業をいう。
- (3) 発電事業 太陽光発電設備による発電及び売電を行う事業をいう。
- (4) 事業区域 設置事業を実施する区域をいう。
- (5) 事業者 設置事業又は発電事業を実施しようとする者をいう。
- (6) 地域住民等 設置事業及び発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受けると認められる者及び事業区域に存する自治会等をいう。

(適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、発電出力が10kW以上の太陽光発電設備に係る設置事業及び発電事業について適用する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施にあたり、関係法令等を遵守するほか、環境省の「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」及び資源エネルギー庁の「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に従って、事業区域及びその周辺の地域の生活環境、自然環境及び景観に十分配慮するとともに、事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、地域住民等と良好な関係を保つよう努めるなど、適切に事業を行わなければならない。

- 2 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、又は地域住民等と紛争が生じたときは、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 事業者は、設置事業及び発電事業の実施にあたり、太陽光発電設備又はその周辺の地域における事故その他緊急を要する事態に対応できるよう、太陽光発電設備の名称、設置場所、管理者並びに所有者等の名称及び連絡先の表示を行うものとする。
- 4 事業者は、設置事業の実施にあたり、太陽光発電設備を隣接する土地との境界からできるだけ後退させるものとする。

- 5 事業者は、住宅地に近接する太陽光発電の用に供する土地の管理について、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努め、やむを得ず除草剤等の薬剤を散布する場合は、周辺の生活環境に十分配慮するとともに事前に周辺住民に対して周知すること。
- 6 事業者は、設置事業及び発電事業を中止若しくは終了する際は、自己の責任において太陽光発電設備を適正に撤去及び廃棄するものとする。

(法令等に基づく手続等)

第5条 事業者は、設置事業を計画しようとするときは、計画図等を市長に提出し、事前協議を行うものとする。

- 2 事業者は、設置事業の実施にあたり、法令等に定める事項に該当する場合は、関係機関と事前に相談及び協議を行い、必要な手続き等を行うものとする。

(説明会等の実施)

第6条 事業者は、計画の初期段階から、地域の状況を調査した上で、地域住民等と適切なコミュニケーションを図るものとする。

- 2 事業者は、次条の規定による届出を行う前に、地域住民等に対して、説明会又は戸別訪問等（以下「説明会等」という。）により事業内容等を説明し、理解を得るものとする。この際、地域住民等から出された要望及び意見等に対して誠意をもって対応するものとする。
- 3 事業者は、前項の説明会等の概要及び地域住民等から出された要望及び意見について、太陽光発電事業説明会等結果報告書（様式第3号）を作成し、市長に報告するものとする。

(設置届)

第7条 事業者は、設置事業を実施しようとするときは、当該設置事業に着手する日の60日前（市長が認める場合は、市長の指定する期日）までに、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（様式第1号）の正本及び副本にそれぞれ次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。

- (1) 太陽光発電事業計画書（様式第2号）
- (2) 位置図（縮尺2万5,000分の1以上で道路、地勢等周辺の状況が判別できるもの）
- (3) 事業実施工程表
- (4) 現況平面図（縮尺1,000分の1以上のもの）（50kW以上の事業のみ）
- (5) 事業計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (6) 排水計画図（50kW以上の事業のみ）
- (7) 公図の写し（事業区域及びその隣接する土地の地番、地積、所有者等を記入すること）

- (8) 太陽光発電事業説明会等結果報告書（様式第3号）
- (9) 太陽光発電の環境配慮ガイドライン チェックシート（環境省）
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による届出後に設置事業の内容を変更しようとするときは、当該設置事業に係る法令等に基づく申請又は届出をする前に、太陽光発電設備設置（新設・変更）届出書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ前項各号に掲げる書類のうち当該変更に係るものを添えて、市長に提出し、協議を行うものとする。ただし、市長が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（指導）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講じるよう指導することができる。

2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、必要な処理を行い、処理状況報告書（様式第4号）により市長に報告するものとする。

（設置事業の着手又は完了の届出）

第9条 事業者は、設置事業に着手したときにあつては設置事業着手届（様式第5号）を、設置事業を完了したときにあつては設置事業完了届（様式第6号）を速やかに市長に届け出るものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月20日から施行する。